

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

入会に関する細則

定款第5条に基づき、入会について定める

第1条 当法人に入会を希望する者は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 当法人ウェブサイトの所定のページから新規会員登録を行うか、または、所定の入会申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。
- (2) 代議員の推薦書、または略歴書を提出し、理事長の承認を得なければならない。
- (3) 会費に関する細則第2条に定める会費を納入しなければならない。

第2条 学生会員は、学生証のコピーを提出すれば、入会年度の会費は無料とする。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。